

バリアフリー法について

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（以下、バリアフリー法）は、従来の建築物を対象とした「高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律（以下、ハートビル法）」と、原則として旅客施設や車両等を対象とした「高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律（以下、交通バリアフリー法）」を統合し、一体的・連続的なバリアフリー環境を実現するため、施策の拡充を図った新法です。

なお、バリアフリー法の施行に伴い、ハートビル法及び交通バリアフリー法は廃止されています。

バリアフリー法に基づく建築物への規制や誘導については、以下のとおりです。

条文	主旨	内容
法第 14 条	基準適合義務*	特別特定建築物（不特定かつ多数のものが利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する特定建築物で、移動等円滑化が特に必要なもの）で床面積の合計 2,000 m ² *（公衆便所にあつては 50 m ² ）以上の新築、増築、改築、用途変更をする場合は建築物移動等円滑化基準に適合させなければなりません。（増築、改築、用途変更の場合は、当該増築等に係る部分の床面積で判断します）
法第 17 条	認定	建築主は、特定建築物の建築、修繕又は模様替えを行う際、建築物移動等円滑化誘導基準に適合しようとするときは、所管行政庁の認定を申請することができます。

※県条例によって、一部の用途を特別特定建築物に追加しています。また、一部の用途に対して基準適合義務面積の引き下げを行っています。（下記参照）

1 法第 14 条に基づく基準適合義務について

「熊本県高齢者、障害者等の自立と社会的活動への参加の促進に関する条例」により、一部の特定建築物の適合義務用途への追加や、基準適合義務面積の引き下げを行っています。（下表参照）

なお、基準適合義務面積以下であっても、条例によって事前協議が必要になる場合があります。詳細は「やさしいまちづくり条例 関係様式」に掲載しております、「特定建築物の建築等に係る事前（変更）協議書について」をご参照ください。

用 途	基準適合義務面積
盲学校・聾学校・養護学校、病院・診療所、保健所・税務署等、老人福祉センター・身障者福祉センター等、一般公共体育館・一般公共水泳場、博物館・美術館・図書館、老人ホーム・身障者福祉ホーム等、母子福祉施設・母子健康センター	1000 m ² *
小・中・高・大学・専門学校・専修学校・各種学校等、劇場・観覧場・映画館・演芸場、集会場・公会堂、展示場、百貨店・マーケット・物販店、ガソリンスタンド、ホテル・旅館、児童厚生施設、ボーリング場・遊技場、公衆浴場、飲食店、郵便局、銀行・質屋・貸衣装等のサービス業店舗、理・美容室等、クリーニング取次店等、バス・船・空港ターミナル、一般公共駐車場、公共用歩廊	2000 m ² *
公衆便所	50 m ² *

※増築、改築、用途変更の場合は、当該増築等に係る部分の床面積で判断します

2 法第 17 条に基づくバリアフリー法の認定について

特定建築物（多数のものが利用する建築物又はその部分をいい、これらに附属する建築物特定施設を含む）の新築、増築、改築、用途変更、修繕、模様替（修繕、模様替は、建築物特定施設に係るもの）を実施しようとする建築主等は、建築物移動等円滑化誘導基準に適合した建築等及び維持保全の計画を作成し、認定の申請をすることができます（任意です）。

認定を受けた特定建築物は、税制上の特例措置、低利の融資などが受けられ、『認定を受けている旨の表示（標示板などを用いて）』をすることができます。

① 認定の基準について

認定の基準は、計画に係る建築物特定施設の構造及び配置並びに維持保全に関する事項が、建築物移動等円滑化基準を超え、かつ、建築物移動等円滑化誘導基準（国土交通省令第 114 号）に適合すること及び特定建築物の建築等の事業を確実に遂行するため資金計画が適切なものであること、です。

② 認定による特例等

認定を受けることによる特例等は以下のとおりです。

条文	主旨	内容
法第 17 条第 4 項	確認申請の特例	建築基準関係規定に適合する旨の建築主事の通知、を受けるよう申し出ることが出来ます。
法第 19 条	容積率の特例	容積率算定の基礎となる延べ面積には、一定の床面積を算入しなくてもよい取り扱いが可能となる場合があります。
法第 20 条	表示	認定を受けている旨の表示を行うことが出来ます。

また、税制上の特例措置（所得税、法人税の割増償却）や低利融資制度（日本政策投資銀行、中小企業金融公庫、国民生活金融公庫による低利融資）に関する特例を受けることが出来ます。

詳細は、国土交通省ホームページ中の「建築行政」→「建築物におけるバリアフリーについて」をご参照ください。

③ 認定申請に必要な図書（施行規則 8 条による）

- ・ 認定申請書（第 3 号様式）
- ・ 建築物移動等円滑化誘導基準チェックリスト
- ・ 付近見取図
- ・ 配置図
- ・ 各階平面図
- ・ 階段又は段の縦断面図
- ・ 傾斜路の縦断面図
- ・ エレベーターその他の昇降機の構造詳細図
- ・ 便所の構造詳細図
- ・ 浴室等の構造詳細図
- ・ その他申請内容が確認できるもの

※ 法第 17 条第 4 項による確認申請の特例を申し出る場合は、別途図書が必要になります。

④ 申請部数：正副 2 部

⑤ 申請窓口：熊本市役所 11 階 建築指導課

※ 認定に際しては、建築物移動等円滑化誘導基準や県条例にもとづく要件を満たす必要があるため、できるだけ早い段階に担当者等までご相談下さい。